

# 対内直接投資審査制度ついて

2023年1月25日 経済産業省北海道経済産業局 国際課

## なぜ対内直接投資管理制度が必要か?

【答え】対内直接投資は優れた技術やノウハウをもたらし、我が国経済の成長に資するもの。そうした投資活動の自由を確保しながらも、**国の安**全等で問題となる場合に対処するためには投資管理制度が必要。

上記の問題となる投資に関与すると、以下のような弊害を被る可能性がある。

### 外為法上

✓ 計画していた投資が行われなくなってしまうおそれ



### 経済安保上

- ✓ 企業のレピュテーションリスク (悪い噂、評判)
- ✓ 企業価値の毀損のおそれ (株価低下など)
- ✓ 他社から取引が打ち切られるおそれ

## どういった投資が問題となるのか?

## 想定事例①(技術の軍事転用)

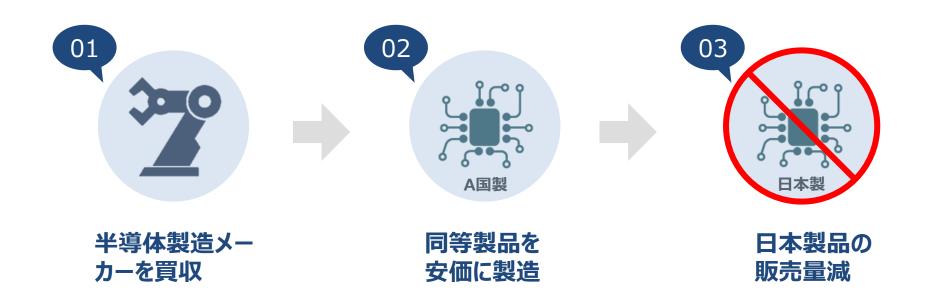
● A国が、軍事転用が可能な機械部品を製造する日本の工作機械メーカーB社を買収し、B社の有する機械部品の設計製造技術がA国に流出した。A国は当該技術を用いて武器等の設計製造に利用し、その結果、日本の安全保障への懸念が増した。



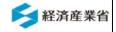
## どういった投資が問題となるのか?

## 想定事例②(基盤技術の流出)

A国が、日本の製造業の基盤となる半導体製造技術を保有するB社を買収し、当該技術が流出。A国は当該技術を使って、同等製品を安価に製造可能となり、日本の製品が売れなくなった。そのため、日本の半導体産業が衰退し、A国からの輸入に依存するようになった。



### 外国から投資を受ける前にご相談下さい



以下の事業を行っていれば、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、<a href="#">1000年</a>・中止が求められる場合があります。ご不明な点がありましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

製造業:武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品(例:弾道ミサイルに 使われる可能性があるロケットの部品)、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、 皮革製品 等

その他:電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス等

#### <外為法で問題となる投資事例>

- 技術の国外流出に繋がり かねない場合
- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



- <u>サプライチェーン途絶に繋がりかねない</u> 場合
- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収 し、意図的に生産を止めることになれば、 関連産業全体のサプライチェーンが停止 する恐れがある。



#### 投資の変更・中止が求められる可能性あり

#### □ 問合せ·相談先

経済産業省 北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-2311(内線2606)/ 011-709-1752(直) /E-mail:hokkaido-kokusai@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 国際投資管理室

TEL:03-3501-1511(代)/ 03-3501-1774(直) /E-mail:bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp

※外為法制度一般に関するお問い合わせは、財務省又は日本銀行までお願い致します。